

所得割額を証明する書類の詳細について

【令和6年度版】

■はじめに

- 以下の住民登録の状況に該当する方は「所得割額を証明する書類」の提出が必要です。

住民登録の状況	必要となる「所得割額を証明する書類」の年度
令和5年(2023年)1月1日時点で住所地在文京区ではない	令和5年(2023年)度
令和6年(2024年)1月1日時点で住所地在文京区ではない	令和6年(2024年)度

- 住所地在文京区ではない保護者全員分の資料が必要です。
ただし、配偶者控除を受けている方など、被扶養者の方の書類は不要です。
- 世帯状況により同居親族分の提出もお願いする場合があります。

■必要書類

以下のいずれかの書類について、必要となる年度分のコピーを提出してください。

区市町村や税納付方法等により通知書の名称・様式が異なります(以下は文京区のものです)。

■給与所得に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定通知書

※会社勤務の方など、住民税が天引きとなる方に対して例年6月頃に勤務先より配布されるもの

■特別区民税・都民税納税通知書

※自営業の方など、住民税を納付書により納付される方に対して例年6月頃に区市町村より送付されるもの

■上記の書類が提出できない場合

紛失等で上記の書類が提出できない場合は、以下の書類を提出してください（コピー可）。

■住民税の課税（非課税）証明書

- 住民登録をされていた自治体で取得することができます。
- 発行手続きについては、各区市町村へ直接お問合せください。

必要となる住民税の課税（非課税）証明書の年度	取得先の自治体
令和5年(2023年)度	令和5年（2023年）1月1日時点の住所地
令和6年(2024年)度	令和6年（2024年）1月1日時点の住所地

■2022年1月1日から2023年12月31日までに海外で収入があった方

海外にいたことにより課税通知書等の書類がない場合は、**収入が確認できる資料**が必要です。

以下の書類をご提出ください。

■給与所得等証明書（区様式）

※給与証明書が提出できない場合は、海外の税申告書等（外国語表記の場合は要翻訳）をご提出ください。

■その他

- コピーは提出書類全体が写るよう行ってください。また、複数枚に渡る場合は、その全てをコピーしてください。
- 給与収入以外に不動産収入等があり、ご自身で納付する普通徴収を選択されている場合は、課税証明書をご提出ください。